

経営情報レポート

日本でも導入が検討されている

# IFRS(国際財務報告基準)の概要と 企業経営への影響



- 1 IFRS(国際財務報告基準)と日本の財務報告基準の違い
- 2 IFRS財務諸表の概要
- 3 IFRSが最も重視する時価主義による資産評価
- 4 IFRSの適用が企業にもたらすメリット



株式会社 常陽経営コンサルタンツ

# 1 | IFRS(国際財務報告基準)と日本の財務報告基準の違い

## IFRS(国際財務報告基準)とは

IFRS (International Financial Reporting Standards) とは、国際財務報告基準のことをいい、世界的に承認され遵守されることを目的として、国際会計基準審議会 (IASB) によって設定される会計基準の総称です。

IFRSは、そもそも、1960年頃から世界における共通の「会計におけるモノサシ」が必要という考えから議論が始まったものです。この世界共通の「会計におけるモノサシ」が求められるようになったのは、世界のグローバル化による市場の拡大やアメリカで起きたエンロン社の不正会計処理を発端として整備されました。その整備の中心となったのは、共通通貨を採用したEU諸国でした。現在のIFRSは、国際会計基準審議会によって設定された国際会計基準と旧解釈指針委員会の指針に加え、解釈指針委員会の指針の4つから構成されています。

IFRSは、営利企業の会計基準として使われ、会計処理基準および開示について規定しています。具体的には、各基準は固定資産や棚卸資産などの資産項目、引当金など負債・資本項目、収益認識などの損益項目、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書そして、注記にかかる項目や全般的にかかる項目に分けられます。

## 世界でのIFRS(国際財務報告基準)の適用状況

IFRSを自国の会計基準として採用している国及びコンバージェンス（収束・統合）を目指している国は、現在100カ国以上に及んでいます。

特にEU諸国においては公開企業の連結決算はすべて、2005年よりIFRSにもとづいて決算を発表しています。

また、アメリカでは正式な採用も不透明な状況であり、現在のところ2011年に2014年からの適用を行うかどうかの判断がされます。これにより、アメリカは最短でも2014年からの適用ということになりました。

## 日本における採用・適用の見通し

現在、我が国においては、IFRSの採用・適用はありません。日本でのIFRS採用・適用の流れを整理します。

2007年に金融庁の管轄である企業会計基準委員会が、国際会計基準審議会との全面共通化を合意し、2011年6月末までに国際財務報告基準との違いを解消すると正式発表した「東京合意」がなされました。

共通化に向けて短期的には、2008年度までに収束、いわゆるコンバージェンスを目指すプロジェクトと2011年6月までの長期的なプロジェクトが始動しています。

実際の適用については、2009年1月28日の「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」及び2月4日の金融庁企業会計審議会から、IFRSの採用に向けた報告書案が公表されています。

この中で、今後の我が国のIFRSの適用に向けたポイントを整理すると以下の4点になります。

## ■日本のIFRS採用・適用の方向性

- ①連結を先行し、個別は強制適用時のタイミングに合わせて導入
- ②当面は任意適用であり、対象は国際的な財務活動を行っている企業
- ③任意適用は2010年3月期から
- ④強制適用は2012年に判断されその後3年間の準備期間を考慮

2010年度3月期からの任意適用が提案され、諸問題や税法との取扱い等を検討しながら、アメリカの動向を鑑み、2012年を目途に適用されるか否かの判断がされることになりました。その後、3年程度の経過期間をみながら最短では2015年に強制適用される見込みとなっています。

また、その他に注目すべき点としては、連結を先行することを前提に今後もプロジェクトが進むことが合わせて発表されています。

なお、中小企業におけるIFRS適用の動向は現在のところ、国際会計基準審議会が中小企業向け国際財務報告基準の公開草案を2007年に発表した以降、大きな動きはありません。わが国も同様で、今後採用・適用の可能性があると含みがありつつも、まずは上場企業を中心に進めていくこととしています。

## 現行の日本会計基準との違い

IFRSには、これまでの日本における会計基準の考え方と異なる3つのポイントがあります。

- 法形式から経済実質重視へ
- 時価主義を重視した包括利益によって、含み損益を明確にする
- 収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換

## (1)法重視から経済効果重視へ

IFRSにおいては、法形式よりも経済的効果を重視します。

例えば、ファイナンスリースなどでは賃貸借取引ではなく、リース物件の売買として会計処理します。企業法上の会計は法形式を重視しがちですが、IFRSは経済的効果を重視して考えます。

## (2)時価主義重視で含み損益を明確にする

これまでは、損益計算書における純利益が重点に置かれていました。IFRSでは、財政状態計算書（貸借対照表）を重視しています。資産及び負債の各項目について原則として時価評価をして、期首と期末の差額及び期中の勘定について、包括利益という概念でとらえます。

包括利益とは下記の計算で示されるとおりです。もちろん、当期純利益も包括利益の一部であり、包括利益計算書（損益計算書）の一部を構成します。

包括利益の特徴は、時価主義が色濃く表れているということです。例えば、固定資産の再評価を認めたり、現存する固定資産の戻し入れを認めているということです。

包括利益の最も重要な点は、実現したものは純利益の一部を構成し、未実現の部分は資本の部分を構成することになるということです。つまり、含み損益が表面化するため、M&Aによって買収する際の評価がしやすくなるということです。一方では、公正価値とは何かという時価の算定方法など問題もあります。

### ■包括利益

包括利益 = 当期純利益 + その他の包括利益

その他の包括利益 = B/Sの純資産の部に直接計上される科目の当期変動額

(日本基準上、「株主資本等変動計算書」の変動額)

## (3)損益重視から財務重視へ

これまでは、会計は収益及び費用を重視した収益費用アプローチが中心でした。IFRSでは、資産及び負債を基本的構成要素とした上で、これらを基礎としてその他の構成要素の定義付けを行う考え方を採用しています。つまり、IFRSでは貸借対照表である財

政状態計算書が当該企業の業績や財務状況を把握する上での中心となります。

## IFRSを構成する4つの財務諸表

I F R S財務諸表は、日本基準に置き換えると、以下の図のとおりになります。

I F R S財務諸表の構成自体は、日本基準と同様に4つで構成されますが、名称が一部異なります。実際の科目の配列や名称も違いがあります。

形式的には、I F R S財務諸表も日本基準の財務諸表も大きな差異はありません。しかし、財政状態計算書（貸借対照表）を中心に構成されたI F R Sにおいては、資産の取扱いが大きく異なります。詳細については、第2章で解説します。

日本基準の構成		I F R S財務諸表の構成
① 貸借対照表	⇒	期末時点の財政状態計算書
② 損益計算書	⇒	包括利益計算書
③ 株主資本等変動計算書	⇒	株主持分変動計算書
④ キャッシュ・フロー計算書	⇒	キャッシュ・フロー計算書

## 2 | IFRS財務諸表の概要

### (1) 財政状態計算書

財政状態計算書とは、日本基準での貸借対照表にあたります。IFRSと日本基準の違いはほぼありませんが、負債の考え方や繰延税金資産の認識が一部異なります。主な相違点は以下のとおりとなります。

また、大きな違いとして、資産の取り扱いが大きく変わることが挙げられます。資産に関しては、第3章で解説します。

- 重要性に応じて集約表示するか区分表示するか決定する
- 集約表示した場合には注記にて区分表示する
- 本表に記載すべき科目は最低限決められているもののみである
- 流動、非流動項目に分類され、非流動項目から開示されるケースもある
- 繰延税金資産、負債は流動項目に分類しない

### ■ 日本会計基準からの変更イメージ

#### 【現行 貸借対照表】

<b>資産の部</b> 流動資産 現金及び預金 受取手形 売掛金 有価証券 棚卸資産 貸倒引当金 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産 繰延資産	<b>負債の部</b> 流動負債 支払手形 買掛金 1年内償還社債 固定負債 長期借入金 引当金 <b>負債合計</b> <b>純資産の部</b> 株主資本 資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等 <b>純資産合計</b>
<b>資産合計</b>	<b>負債純資産合計</b>



#### 【IFRS 財政状態計算書】

<b>資産</b> 非流動資産 有形固定資産 のれん その他無形固定資産 売却可能有価証券 非流動資産資産計  流動資産 棚卸資産 売掛金 現金及び現金同等物 流動資産計	<b>資本</b> 会社所有に帰属する資本 資本 剰余金 その他の構成要素 非支配持分 <b>資本計</b> <b>負債</b> 非流動負債 長期借入金 繰延税金負債 長期引当金 非流動負債計 流動負債 買掛債務及びその他の債務 短期借入金 未払法人所得税 流動負債計 負債計
<b>総資産</b>	<b>資本及び負債計</b>

## (2)包括利益計算書

包括利益計算書は、損益計算書にその他の包括利益を調整し、包括利益まで算定する計算書です。日本基準との相違点は、包括利益の概念の他に、いかなる損益も特別損益項目への計上が認められていないことです。これにより、日本基準で営業外項目および特別項目に計上されていないものであったとしても、機能別もしくは性質別に分類されます。

相違点を整理すると以下のとおりとなります。

- 重要性に応じて集約表示するか区分表示するか決定する。
- 集約表示した場合には注記にて区分表示する。
- 性質別または機能別に分類した費用を表示する。なお、機能別分類を行っている場合は減価償却費、人件費などの注記が必要となる。
- 営業外項目、特別項目は存在しない。
- 繰延税金資産、負債は流動項目に分類しない。

また、その他の特徴として、一株当たりの利益の計算を行うことが挙げられます。IFRSでは、包括利益計算書もしくは注記で一株当たり利益の情報の開示が求められます。一株当たりの利益は以下の2つの項目において公表しなければなりません。

### ■一株当たり利益

$$\text{一株当たり利益の算出} = \frac{\text{親企業の株主に帰属する利益}}{\text{期中平均株式数 (加重平均株式数)}}$$

### ■希薄化後一株当たり利益

$$\text{一株当たり利益の算出} = \frac{\text{親企業の株主に帰属する利益 (希薄化後)}}{\text{期中平均株式数 (希薄化後)}}$$

希薄化：新株予約権付社債を発行している場合、予約権が行使されたときを想定した計算をすること

これにより、含み損などが明らかにされ、透明性のある財務報告が実現されるということになります。

次ページに、包括利益計算書の現時点でのレイアウトを表示します。

## ■日本会計基準からの変更イメージ

### 【現行 損益計算書】

売上高
売上原価
売上総利益
販売費及び一般管理費
減価償却費
営業利益
営業外収益
営業外費用
経常利益
特別利益
特別損失
税引前当期純利益
法人税、住民税及び事業税
法人税等調製額
当期純利益

⇒

### 【IFRS 包括利益計算書】

収益	
売上原価	
売上総利益	
販売費	
管理費	
その他の費用	
金融費用	
関連会社からの持分法投資損益	
税引前利益	
法人所得税	
継続事業からの利益	
非継続事業からの損失	
当期利益	
当期税引後その他包括利益	
当期包括利益合計額	
-----	
当期利益の帰属	
親会社所有者	
非支配持分	
-----	
当期包括利益合計額の帰属	
親会社所有者	
非支配持分	
-----	
一株当たりの利益	
基本	
希薄化後(想定される場合)	

### (3)株主持分変動計算書

株主持分変動計算書は、株主との取引、当期の包括利益および資本の各構成要素について期首から期末への調整などが表示されます。

日本基準における株主資本等変動計算書で開示されているため、為替換算調整勘定やその他有価証券評価差額の変動額といった株主以外との取引は、ここでは開示されません。これらは、前記したとおり包括利益計算書に表示されます。

その他の相違点は以下のとおりです。

- 親企業の帰属と少数株主の帰属が区分表示される
- 会計方針の遡及適用などの修正再表示額が表示される

## ■株主持分変動計算書イメージ

### XYZグループ 持分変動計算書 (2008年12月31日現在)

	資本金	剰余金	存外営業活動 体の換 算差額	売却可 能金融 資産	キャッ シュ・フ ロー・ ヘッジ	再評 価益	合計	非支配 持分	資本計
2007年1月1日	600,000	118,100	-4,000	1,600	2,000		717,700	29,800	747,500
会計方針の変更 再修正後残高		400					400	100	500
2007年資本の変動	600,000	118,500	-4,000	1,600	2,000	0	718,100	29,900	748,000
配当		-10,000					-10,000		-10,000
包括利益合計額		53,200	6,400	16,000	-2,400	1,600	74,800	18,700	93,500
2007年12月31日	600,000	161,700	2,400	17,600	-400	1,600	782,900	48,600	831,500
2008年資本の変動									
株式発行額	50,000						50,000		50,000
配当		-15,000					-15,000		-15,000
包括利益合計額		96,600	3,200	-14,400	-400	800	85,800	21,450	107,250
剰余金への振替		200				-200	0		0
2008年12月31日	650,000	243,500	5,600	3,200	-800	2,200	903,700	70,050	973,750

## (4) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、「営業活動」「投資活動」「財務活動」の3区分に表示されるなど、日本基準との大きな違いはありません。

また、直接法及び間接法どちらの作成法も認められています。

## 3 | IFRSが最も重視する時価主義による資産評価

### 日本基準から大きく変わる資産の取扱い

IFRS財務諸表で日本基準との大きな相違点は、資産の取扱いです。この章では、資産の取扱いがどのように変わるのか以下の点について解説します。

- ① 金融商品、金融資産
- ② 棚卸資産
- ③ 有形固定資産と減価償却

### 「契約」の有無で金融商品の判別を行う

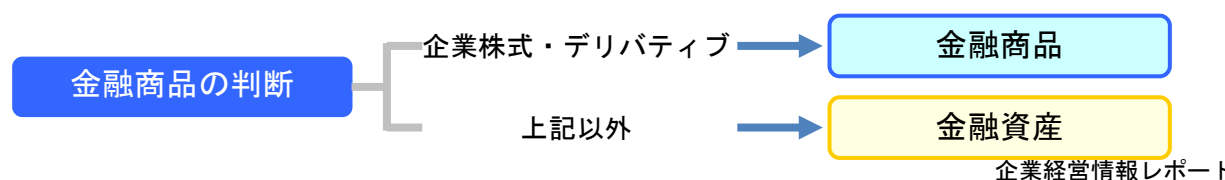
#### ■ 金融商品、金融資産のポイント

- 金融商品か金融資産は、「契約」の形態によって、計上科目が異なる
- 金融負債にも公正価値評価が導入される

#### (1) 金融商品認識の方法

金融商品とは、一方の企業に金融資産を、他方の企業に金融負債または持分金融商品を同時に発生させる契約と定義されます。この定義上は、日本における企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」とも違いはありません。

しかし、IFRSにおける金融商品のポイントは「契約」の有無を強く要求します。したがって、それぞれの「契約」についてそれが金融資産に該当するか検討する必要があります。具体的には、企業自身の持分金融商品（企業の株式）であるか、もしくは契約上にデリバティブが発生しているかということが金融商品であるということになります。これらに該当しないものは金融資産もしくは金融負債になるということです。



## (2)金融商品の分類

金融資産は、日本基準同様いくつかの分類に区分してそれぞれ会計処理をします。IFRSでは金融資産を以下の表のとおり認識します。

分類によっては認識後の会計処理が異なります。また、金融負債についても、一定の要件を満たせば公正価値で測定する金融負債として認識されることが認められています。つまり、金融負債を公正価値で評価するという事は、日本基準と大きな差異であることが言えます。

IFRS上の分類	日本基準上の分類
①損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	売買目的有価証券
②満期保有投資	満期保有目的の債券
③貸付金及び債権	満期保有目的の金銭債権
④売却可能金融資産	その他有価証券

### 認識及び評価方法が異なる棚卸資産

#### ■棚卸資産のポイント

- 「貯蔵品」は認識されない
- 棚卸資産には付随費用の算入が認められる
- 後入先出法は認められない（※日本でも今後廃止見込み）

#### (1)棚卸資産と見なされる基準の違い

棚卸資産の範囲については、日本基準と異なります。売却を予定していない資産であっても日本基準では貯蔵品に計上され棚卸資産として認識しますが、IFRSでは定義を満たされないため、棚卸資産に該当しません。

なお、日本基準における貯蔵品は前払費用で処理されることが想定されます。

#### (2)付随費用の算入が認められる棚卸資産の取得原価

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、原価に直接関連する付随費用が含まれます。ここでのポイントは付随費用が含まれるということです。つまり、棚卸資産の製造、取得に係る支出のための借入を行った場合、製造、取得までに発生した借入利息などを取得原価として算入が認められています。

なお、我が国においても2009年1月1日以降に開始される事業年度より、借入費用の資産化は強制適用されますが、棚卸資産については免除されています。

棚卸資産の測定算式は次のとおりとなります。

### ■購入した棚卸資産

$$\text{購入代価} + \text{付随費用} + \text{値引き・値戻し} + \text{借入費用}$$

※付随費用：輸出関税、その他税金、運送費、荷役費

### ■製造した棚卸資産

$$\text{直接材料費・労務費} + \text{製造間接費} + \text{その他生産のための費用} + \text{借入費用}$$

※製造間接費の中には製造に直接関連のない管理部門の間接費は算入しない

### (3)後入先出法は認められない棚卸資産の評価方法

IFRSでは、後入先出法は認められていません。なぜなら、後入先出法は実際の在庫のフローと会計処理が異なることが多く、また利益操作にもつながりかねない方法であるとしています。なお、日本基準においても今後廃止される方向です。

また、IFRSでは同じ在庫であれば、企業グループ全体が同じ評価測定方法を用いることを要求しています。

### ■棚卸資産の日本基準との相違点

	IFRS	日本基準
評価方法	代替性のないものは、個別法。 それ以外は先入先出法または加重平均法	個別法、先入先出法、平均法 (総平均、移動平均法)
評価基準	正味実現可能価額による低価法の適用	正味売却価額
低価法の適用	洗替方式。切放し方式は不可。	いずれも認められる。

## 再評価が認められた有形固定資産

### ■有形固定資産のポイント

- 付随費用の算入が認められる
- 資産除去債務の算入が認められる
- 公正価値による再評価が可能

### (1)有形固定資産の認定方法

#### ①取得原価の基本

有形固定資産の定義は、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、金額が信頼性をもって測定できる場合に資産として認識します。

日本基準においては、特段規定はありませんが、実務上 I F R S と同様の処理がなされていると考えられます。

有形固定資産の取得時の原価には、購入価格、直接付随費用、資産除去債務及び借入費用が含まれます。購入価格とは、取得時に支出した現金相当額です。直接付随費用とは、有形固定資産の購入、建設に直接関連したもので、稼働可能な状態にする前に発生した費用です。たとえば、整地、据付け、組み立て費用を指します。基本的には日本基準との違いはありません。

### ■取得した有形固定資産の基本算式

$$\text{購入代価} + \text{付随費用} + \text{資産除去債務} + \text{借入費用}$$

#### ②日本基準でも採用される資産除去債務

ここで重要なのは、資産除去債務を含むという点です。日本基準においても 2010 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」が適用されます。

資産除去債務とは、その資産の使用の結果発生する資産の解体、除去費用、原状回復費用などの費用のうち、法的及び指定的な債務を指します。

例えば、賃貸物件における契約満了時の原状回復費用などがあたります。

会計処理としては、資産除去債務は引当金として計上され、同額有形固定資産に計上されます。なお、計上金額は発生する債務の見積額の現在価値で算定されます。

## (2)再評価が認められるようになる有形固定資産

日本基準においては、有形固定資産を取得原価で認識した後、減損損失の認識を行うことはありますが、取得原価自体を再評価することは認められておりません。

IFRSでは、日本基準同様の原価モデルのほか、再評価モデルが認められています。なぜなら、利益操作を防止するためです。

再評価モデルとは、有形固定資産を公正価値で再評価する方法です。公正価値とは、市場価格を指します。必ずしも每期実施する必要はありませんが、定期的に行う必要があります。

### 減価償却方法の違い

#### (1)日本基準とIFRSの減価償却の相違点

減価償却は、有形固定資産の使用による便益と対応させるために、当該資産の使用可能な期間にわたって帳簿価額を時間配分する処理です。日本基準では著しい不合理がない限り、実務上法人税法で定められた方法で行います。

一方のIFRSでは、経済的実態にもとづいて減価償却を行う必要があります。具体的な相違点は以下の表のとおりです。

	IFRS	日本基準
減価償却方法	経済的便益を消費すると予測されるパターンを反映した方法	実務上、建物等を除き、定率法が多い
耐用年数	使用が見込まれる期間	実務上、税法の規定に従う
残存価額	耐用年数到来時でその資産から受領できる価額	実務上、税法の規定に従う
減価償却方法の変更	見積りの変更	会計方針の変更
耐用年数、残存価額の変更	見積りの変更	会計方針の変更に該当しない

なぜこのように大きな相違点があるかということですが、日本基準では税法で決められた耐用年数を使用しますが、必ずしも資産の使用は見込まれる期間と一致しません。したがって、実態により大きく合わせた形になるということです。

なお、IFRSにおいて当初設定した耐用年数より長く使用する場合は耐用年数を延長させることになります。

## (2)コンポーネント・アカウントという概念の採用

IFRSにおける減価償却の取扱いに関して最も重要なのは、コンポーネント・アカウントが採用されたということです。

コンポーネント・アカウントとは、有形固定資産の全体の取得原価に関して重要な取得原価を持つ資産項目の構成部分について個別に償却するというものです。

例えば、飛行機などにおいては、機体とエンジンを別々に償却します。以下のコンポーネント・アカウントのポイントを整理します。

- すべての構成要素に区分するのではなく、金額的に重要なもののみ。
- 資産グループ別に検討する。
- 税法基準よりも区分が詳細になると考えられる。
- 一度の定期的な点検費用など固定資産の性能の低下を回復させるものは資産に計上し、定期検査から次の定期検査までの間で償却する。

## 4 | IFRSの適用が企業にもたらすメリット

### IFRSの適用がもたらす3つのメリット

我が国のIFRS採用・適用の方向性はまだ完全に決まっているわけではありません。しかし、アメリカ以外のヨーロッパをはじめとする諸外国においては既に適用もしくは、今後適用が決定している国が多くなってきています。

今後日本においてIFRSが適用されるようになった場合、企業にとってのメリットは3つあります。それぞれを整理すると以下のとおりになります。

- ①資金調達コストの低減と資金調達の多様化
- ②同じ基準で意思決定や評価がしやすくなる
- ③経営管理基盤の標準化と浸透につながる

#### (1)資金調達コストの低減と資金調達の多様化

まず、日本経団連（日本経済団体連合会）が2008年10月に公表した意見書「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」の中で、IFRS採用の意義を以下のように説明しています。

財務諸表の比較可能性向上によって投資家の利便性を向上させ、多国間における企業の資金調達のコストを低減させるのみならず、企業経営のツールの共通化によって、グローバルな経営の効率化にも資する。グローバルな事業展開を行うわが国企業の海外子企業ではIFRSの採用が増加しつつあり、世界のグループ企業で、統一的に理解可能な会計基準を整備することは、グループ全体の連結決算や経営管理を行う上でも、日本企業のグローバル展開の基盤整備につながる。

つまり、ここではIFRSを採用することで、グローバル・ベースでの資金調達がしやすくなるというメリット、そして経営管理基盤を強化する推進力として有効活用できることを指摘しています。

昨今の金融危機の影響で資本市場からの資金調達が難しくなっています。より多くの投資家に対して自社の実態や優位性をいかに正確に伝えるかが重要なテーマとなっています。

IFRSを会計基準として採用していれば、世界中の投資家にとって比較可能性と理解度が高い財務報告を、より素早く、しかもより低コストで発信することが可能です。

## (2)同じ基準で意思決定や評価がしやすくなる

第2のメリットは、同一の基準にもとづく均質化した数値を使うことで、海外のグループ企業を含む連結グループ全体に関して、経営者が意思決定や業績の評価が可能になる点です。

これまで日本は、最も基本的な経営管理のものさしである会計基準を、国や地域でバラバラに適用することを容認してきました。売上一つをとってみても、各国で定義がまちまちで計上基準が違っていることが珍しくありません。

IFRSはディスクロージャー(情報公開)用の連結財務諸表を規定するルールであり、管理会計上の拘束力はありません。それでも、グループ内の会計方針をIFRSで統一することを機に、管理会計に応用するのは有効です。例えば製造業なら、IFRS導入を契機にコスト管理の枠組みをグループ内で標準化することで、各国の製造拠点別、製品別のコストや収益性、効率性をより比較しやすくなります。IFRSの導入を経営情報の質の向上に生かすことで、経営の見える化を促進し、より適切な経営判断を導くことに貢献します。

## (3)経営管理基盤の標準化と浸透につながる

さらに、IFRSの導入をきっかけに、グループ内で経営管理基盤を標準化し、浸透させることも可能です。これにより、さらに多くのメリットを享受できるようになります。

経営管理基盤を支える基本的な要素は5つあります。勘定科目、各種コード、ポリシー、業務プロセス、そしてKPI（Key Performance Indicator：主要業績指標）です。これらの要素を共通化・標準化することは、経営管理の要諦と言えます。

### 中小企業におけるIFRS適用のメリット

中小企業におけるIFRS採用・適用の動向は現在のところ大きな動きはないものの、今後上場企業への適用が進むなどして、少なからず影響を受けることが想定されます。

というのも、上場企業のIFRS適用によって棚卸資産など資産の認識及び評価方法が変更されるなど、上場企業と取引するには予めIFRSの概念を導入しておくことが求められる可能性があるからです。中小企業に対するアカウンタビリティや、情報開示の要求もより強くなることも想定されます。

したがって、中小企業においてもIFRSの考え方を積極的に導入すべきであると言えます。IFRSが持つ経営情報の質を活かし、経営の効率性や収益性を見直すことを可能にし、更にIFRSにおける業績指標やパフォーマンス数値を経営指標とおくことで、より適切な判断や評価をすることが可能となります。

## <参考文献>

### ■ IFRS実務ガイドブック

中央経済社 ジャパンビジネスアシュランス株式会社 編

### ■なるほど図解 IFRSのしくみ

中央経済社 あずさ監査法人IFRS本部 編

### ■ IFRS国際会計基準で企業経営はこう変わる

東洋経済新聞社 高浦 英夫監修/PwCJapanIFRSプロジェクト室（編）